

児童のケガや病気等への対応マニュアル（野口南小学校）

● 養護教諭在校時の処置

- ① 本人の症状（いつ・どこで・どんなふうに・どうなったのか）を確認し、処置する。
- ② 早退するときは、家庭連絡をして保護者に迎えに来てもらう。
- ③ 授業途中で教室に戻るときや、低学年で体の様子を伝えにくい児童には、保健室からの連絡メモを渡す。
- ④ ケガの処置をした場合は経過観察する。ただし首より上の負傷については、担任が家庭へ連絡し、状況説明、経過観察を保護者にお願いする。必要に応じて病院受診をすすめる。
※病院でレントゲン等の検査や処置を行うには、保護者の同意が必要となるため、病院へお越しいただくようにお願いする。
(救急車による救急搬送の際も同様の対応となる。)

● 養護教諭不在時の処置

ケガや発熱などの事案が発生した場合は、必ず管理職等に相談し、事後の対応を協議するとともに、保護者へ連絡し、病院等の受診に関してお伝えをするなど、児童の体調を最優先した対応を行う。

● 緊急時（基本的な動き【状況によって動きは変わる】）

アレルギー症状や発作、大ケガ等が発生した場合

- ① 教室・運動場・体育館等で、急な症状・発作・大ケガが発生した場合、発見した職員が、近くの職員又は児童に依頼し、職員室又は保健室へ連絡を行う。
※「緊急です。すぐに○○に来てください。」と連絡し、職員を集める。
※このとき、周りの児童等は、別の場所へ移動させる。
※状況により、この時点で救急車の要請を行う。
- ② 職員室にいる職員は、すぐ養護教諭に連絡するとともに、担架等を持って、応援要請のあった場所へ向かう。（管理職も同行）
- ③ 児童の様子を確認し、発見した職員から児童の様子を聞き取る。
- ④ 確認後、移動可能であれば担架を使い、保健室まで運ぶ。状況によってはその場で対応する。
- ⑤ ケガ・発作等の様子について、保護者へ連絡して状況を伝え、保護者と対応策を協議する。その際、病院受診が必要な場合は、保護者同伴を依頼し、病院受診を行つてもらう。また、緊急を要する場合は、救急車を手配するとともに、保護者へ病院まで来ていただくよう連絡し、救急搬送を行う。